

～新規取得・更なる上位区分を目指すため処遇改善加算を理解しよう～

岐阜県福祉・介護職員等処遇改善加算取得促進

個別相談支援事業

相談
無料

福祉・介護職員の賃金改善等を図る「福祉・介護職員等処遇改善加算」(以下、「処遇改善加算」)について、県内の障害福祉サービス事業所等での加算の新規取得及び既取得事業所での更なる上位区分の加算取得を促進し、福祉・介護職員の処遇改善を図ることにより、人材の確保を推進することを目的としています。

対象者

下記の事業者が対象となります。

※ 岐阜県内指定障害福祉サービス事業者

- ① 処遇改善加算を算定していない事業所
- ② 処遇改善加算の上位の加算区分の算定を目指す事業所

相談員

社会保険労務士等の専門家

相談方法

事業所(現地)訪問、オンライン等、ご希望に応じて対応いたします。

支援回数

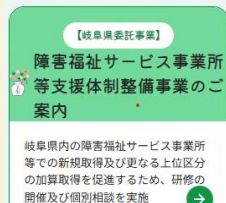
1事業者当たり最大5回まで ※相談時間は1回あたり2時間以内

相談料

相談料や出張料など、相談に係る費用は無料です。

その他岐阜県福祉・介護職員等処遇改善加算については、当センター
岐阜支部ホームページ(右記二次元コード)よりご確認ください。**個別支援の
お申し込み**

当センター岐阜支部ホームページ又は、下記記載の二次元コードからのお申込となります。

URL: <https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gifu/contents/4.html>**当センター
ホームページ****個別相談支援申込
二次元コード****講師派遣**事業所訪問
又は
オンライン**個別相談支援活動**1事業所 5回まで
相談時間: 2時間以内

※ 不明な点がございましたら当センター岐阜支部までお問い合わせください。

